

刑法第六六条及び同第六七条ならびに治罪法第三四〇条を修正し、刑事成人年齢を一八歳に定める一九〇六年四月一二-一四日の法律

フランス刑事立法研究会(訳)

井上, 宜裕

大貝, 葵

<https://doi.org/10.15017/1398494>

出版情報 : 法政研究. 80 (2/3), pp.103-110, 2013-12-11. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

刑法第六六条及び同第六七条ならびに治罪法第三四〇条を修正し、刑事成人年齢を一八歳に定める一九〇六年四月二二・二四日の法律

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

刑法第六六条及び同第六七条ならびに治罪法第三四〇条を修正し、刑事成人年齢を一八歳に定める一九〇六年四月二二・二四日の法律

第一条 刑法第六六条及び同第六七条の修正

第二条 治罪法第三四〇条の修正

第三条 経過規定

はしがき

本資料は、「刑法第六六条及び同第六七条ならびに治罪法第三四〇条を修正し、刑事成人年齢を一八歳に定める一九〇六年四月二二・二四日の法律」(La loi 12-14 avr. 1906

modifiant les art.66, 67 du Code pénal, 340 du Code d'instruction criminelle et fixant la majorité pénale à l'âge de dix-huit ans) を訳出したものである。この法律は、第一に刑事成人年齢を一六歳以上から一八歳以上へ引上げる⁽¹⁾こと、第二に、少年への矯正教育の適用年齢を二〇歳未満から二一歳未満にまで引上げること、第三に、刑法第六七条により定められる少年の収容施設を「maison de correction」から「colonie pénitentiaire」という表現に変更することを定めるものである⁽²⁾。

本法律制定の背景を概観する。立法資料によれば、本法の成立に至るまで、刑事成人年齢を一八歳に引上げることが要請され続けてきたとされ、この要請は、困難な状況下にある少年の保護と立ち直りを可能とする措置を一八歳未満の青年にまで拡大する必要があることが理由とされる。本法成立の過程では、具体的に次のような問題状況が指摘されている。すなわち、犯罪行為に及ぶ少年の数は、一六歳未満の少年よりも、一六歳以上一八歳未満の青年の方がはるかに多いことが示唆されるが、一六歳以上一八歳未満の青年については、いったん有罪が宣告されてしまうと、刑罰を回避し、保護のための有効な措置を講じる手段がない。有罪宣告された少年が一六歳未満であれば、刑法第六

六条に従い、裁判所は、弁識能力不存在を宣告する権限、少年を無罪とする権限、矯正教育のための施設に送致する権限、国家の後見的保護の下に置く権限を有する。他方、この保護措置を導くために、弁識能力を判断する裁判所の権限は、一六歳以上一八歳未満の青年に対しては認められていない。従って、一六歳以上一八歳未満の少年に対して、有責性が認められれば、有罪が宣告され、成人と同様の刑罰が適用されることになる。⁶⁾しかし、刑罰は、少年の将来に照らして考えた際には、害悪でしかなく、少年に対する威嚇効果も、ましてや改善更生の効果も持たないがゆえに、刑罰は、少年の社会復帰を困難にする。以上のような指摘がなされたのである。⁷⁾

そこで、一六歳以上一八歳未満の青年の内、弁識能力不存在と判断される者に対しても、一六歳未満の少年と同様、刑罰を避け、保護的措置を可能とする制度が必要とされた。この保護的措置は、犯罪記録へ記載されないがゆえに、社会復帰を促進することが期待できるという利点も併せ持つ⁸⁾。そして、これらの青年も保護の対象とすることで、再犯の減少をも期待されていた⁹⁾。このようにして、一六歳以上一八歳未満の青年に対する弁識能力の有無を判断する権限を裁判所に与えることが求められたのである。¹⁰⁾

刑事成人年齢が一八歳とされたことは、軍への入隊可能年齢とも関係している¹¹⁾。すなわち、困難な状況下にある少年の将来を確実に保障する方法の一つとして、軍への入隊が挙げられるが、一八歳未満での有罪宣告は、軍入隊のための契約を妨げる可能性を持つ。そこで、有罪の宣告を受けることなく、少年が一八歳へと到達するための有益な方法の提供が望まれていた。¹²⁾

本法には、刑事成人年齢の引上げの他に、矯正コロニーまたは行刑コロニーへの入所年齢を二〇歳から二一歳まで引上げることと規定されている。これは、民事上の成人年齢まで、コロニーへの収容を可能とすることを目的としている。旧規定に従えば、二〇歳を迎えれば、青年は、コロニーから退所せざるをえず、民事上の成人年齢までの一年間、劣悪な環境であることが危惧される親元へ戻らなければならなくなる可能性も生じる¹³⁾。元の劣悪な環境に戻ってしまったら、そのような環境から少年を引き離すためになされたあらゆる努力が無に帰す危険もある¹⁴⁾。そこで、本法律により、当時の民事上の成人年齢でもあり、兵役年齢でもある二一歳まで、コロニーに滞在できる年齢が引き上げられることとなった。

ただし、本法において、一六歳以上一八歳未満の青年全

てに対する保護が、十分に手当されたわけではない。

まず、本法は、第三条において、一六歳以上一八歳未満の青年の保護について、留保を付している。すなわち、これらの少年に対して、裁判所は、一八九八年四月一九日の法律¹⁵⁾第四条及び第五条に従つて、公的扶助機関への委託を命じることができない旨規定される。この留保は、公的扶助を実施する機関において、これらの青年を受け入れるための整備がなされていないことを理由とする¹⁷⁾。

次に、刑法第六六条と第六七条が必ずしも連動していないことが挙げられる。すなわち、本法による改正は、弁識能力なく行動した一六歳以上一八歳未満の青年の保護しか対象としていない。ゆえに、弁識能力有と判断された青年は、一六歳未満の青年とは異なり、刑罰減輕の対象とはならず、成人と同様の刑罰を受けることになる。一六歳未満の少年が、弁識能力を有して犯罪を行った場合であっても、未成年宥恕の対象として刑罰が軽減されることに比べると、これらの青年に対する保護のレベルは、低いものになっていると言えよう。しかしながら、弁識能力を有するこれらの青年を未成年宥恕の対象外とすることに、必ずしも否定的でない意見もある¹⁸⁾。「事情を十分に認識し、十分な弁識能力をもって、重大な行為を行った以上、一六歳以上一八

歳未満の若者によりなされた重罪の処罰を、無効にしないことが重要である¹⁹⁾」とする主張も展開されている²⁰⁾。

以上のようなくつかの課題を残しつつも、本法は、一八八九年法及び一八九八年法以来続く少年保護の流れの中に位置づけることができる。一八八九年法第二条第五項は、刑法第六六条の対象となる少年の親に対し、親権喪失を任意的に宣告する権限を裁判所に与えている。従つて、本法で刑法第六六条の対象が一八歳未満にまで拡大されたことにより、これらの親権喪失を通じた保護の可能性も拡大しうることになる。さらに、一八九八年法第六六条は、少年により行われた犯罪を付託された法院または裁判所が少年の監護権に関し終局的に判断できる旨定めており、保護の対象を犯罪少年にまで拡大している。以上のことを前提とすると、本法は、監護権の決定を通じた保護の対象を一八歳未満の青年にまで拡大する効果も伴うものと言える。このように、犯罪を行った少年もまた保護が必要であるとの認識に基づき、立法が積み重ねられ、現行フランス少年法の前身と位置付けられる一九一二年法へとつながっていくのである。

かくして一六歳以上の青年に対する保護の拡大を実現した本法は、一六歳以上の少年による重大事案に対する刑事

処分の可能性を拡大しかねない日本の情況とは対照的である（少年法第二〇条第二項）。本法の立法段階では、一六歳以上の年長少年も保護されるべき対象であること、この保護が当時の民事成人年齢である二一歳まで必要であること、それと同時に、刑罰による害悪が少年の立ち直りを阻害するがゆえに避けるべきことが前提とされていた。今後、日本における年長少年への対応のあり方を議論するうえで、本法から垣間見られる当時のフランスの少年保護思想は、参考とすべき視点を与えてくれている。

以下、本法律を翻訳して紹介する。なお、翻訳にあたっては、井上宜裕（九州大学大学院法学研究院准教授）、及び、大貝葵（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）が行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

（大貝葵）

刑法第六六条及び同第六七条ならびに治罪法第三四〇条を修正し、刑事成人年齢を一八歳に定める一九〇六年四月二一―四日の法律
 (12-14 avr. 1906.—Loi modifiant les art. 66, 67 du Code pénal, 340 du Code d'instruction criminelle et fixant la majorité pénale à l'âge de dix-huit ans (Journ. off. du 14 avr. 1906; D.1907.4.59))

第一条 刑法第六六条及び同第六七条は以下のように修正される。

「第六六条 被告人 (*prévenu ou accusé*) が一八歳未満で、弁識能力なく (*sans discernement*) 行動したと決されるとき、当該被告人は無罪となる。但し、当該被告人は、状況に応じて、親へ引き渡され、または、判決が確定した年数の間、そこで養育されかつ拘禁されるために、行刑コロニー (*colonie pénitentiaire*) に収容されるが、行刑コロニーへの収容年数は、対象者が成人に達する時点を超えることはできない。」

「第六七条 一六歳未満の少年が弁識能力をもって (*avec discernement*) 行動したと決されるとき、刑罰は、

以下のように宣告される。

- 1 科される刑罰が死刑、無期徒刑 (*travaux forcés à perpétuité*)、流刑 (*déportation*) の場合、当該少年には、矯正コロニー (*colonie correctionnelle*) での一〇年以上二〇年以下の拘禁刑 (*empriisonnement*) が宣告される。
- 2 科される刑罰が有期徒刑 (*travaux forcés à temps*)、禁錮刑 (*détention*) または懲役刑 (*réclusion*) の場合、当該少年には、これらの刑罰の一つにつき宣告された期間の短くとも三分の一長くとも二分の一に相当する期間、矯正コロニーまたは行刑コロニーへの収容が宣告される。
- 3 それ以外の場合、当該少年には、五年以上一〇年以下の間、政府によって当該少年に通告される禁止場所につき立入禁止 (*défense de paraître*) が宣告せられらる。
- 4 科される刑罰が市民権剝奪刑 (*dégradation civile*) または追放刑 (*bannissement*) の場合、一年以上五年以下の間、行刑コロニーまたは矯正コロニーへの収容が宣告される。」

第二条 治罪法第三四〇条は以下のように修正される。

「第三四〇条 被告人が一八歳未満の場合、裁判長は、『被告人は弁識能力をもって行動したか』という設問を立

てなければならず、これを行わない場合、無効となる。」

第三条 一六歳以上一八歳未満の少年の監護権につき、一八九八年四月一九日の法律第四条及び同第五条の適用による公的扶助機関への委託は、行われえない。

(井上宜裕・大貝葵)

(1) ちなみに、刑法旧第六六条は、以下の通りである。
「被告人 (*l'accusé*) が一六歳未満で、弁識能力なく (*sans discernement*) 行動したと決される時、当該被告人は無罪となる。但し、当該被告人は、状況に応じて、親へ引き渡され、または、判決が確定した年数の間、そこで養育されかつ拘禁されるため、少年院 (*maison de correction*) に収容されるが、少年院への収容年数は、対象者が満二一歳に達する時点を越えることはできない。」

(2) GAILLAC, Henri, *Les Maisons de correction* 1830-1945, Editions Cujas, 1991, pp.176-177 には、行刑コロニーは、刑法第六六条により釈放された少年及び六月以上二年以下の拘禁刑を言い渡された少年を受け入れ、他方、矯正コロニーは、行刑コロニーにおいて規律違反を繰り返す少年及び同法第六七条により二年以上の刑罰を言い渡された少年を対象として受け入れるとの説明がある。

(3) D., 1907, 4, pp.60-61.

(4) Rapport de M.le sénateur Paul Strauss, Journ. off. du 5 mars 1906, p.124によれば、一八三三年に Tonlon 議員により、一八九三年には裁判所に引致された少年に対する保護委員会にて、一八九五年にはパリ国際行刑会議において、一八九八年にはアラス国際行刑会議において、一九〇〇年には公的扶助と民間による慈善事業に関する国際会議において、刑事成人年齢の引上げとこれらの青年の保護が提案されている。その他、有責とされた少年に関する立法の修正を目的とした高等評議会により構成された委員会及び、刑事法研究者からも、刑事成人年齢を一八歳にまで引上げることが提案されてきたと云れる。JULES, Jolly, Revue du patronage et des institutions préventives, Rev. pénit. 1903, p.401 は、刑法第六六条の修正を提案する一九〇三年三月四日に組織された委員会報告書の内容をまとめたものである。当該報告書によれば、一八九三年、「裁判所に引致された少年に対する保護委員会 (le comité de défense des enfants traduits en justice)」に示された要望を受けて、当委員会の提案が示されたこととされる。ただし、必ずしも賛成する意見ばかりではなかったようである。たとえば、GARRAUD, R., Traité théorique et pratique du droit pénal français Tome 1, 2^e éd., Paris, 1898, p.441 は、少年の早熟性と一六歳以上の青年による重罪数の増大を理由に、刑事成人年齢の引上げに消極的である。その他、立法時の議論状況については、RIGAUX,

Maurice, Étude sur la loi du 12 avril 1906 concernant la minorité pénale, V.Giard & E.Brère, 1907, pp.67-100 参照せよ。

(5) MAGNOL, Joseph, L'application de la loi du 12 avril 1906 aux mineurs de 16 à 18 ans, Toulouse imprimerie lagarde et sellie, 1907, p.4; RIGAUX, op.cit. (note 4), pp. 7-26.

(6) D., op.cit. (note 3), p.60; JULES, op.cit. (note 4), p.401.

(7) MAGNOL, op.cit. (note 5), p.13. その他、D., op.cit. (note 3), p.60.

(8) POITTEVIN le, A., Minorité pénale, Proposition de loi Cruppi, Rev.pénit., 1905, p.1068. RIGAUX, op.cit. (note 4), pp.69-71 及び、刑罰自体の害悪及び有罪宣告によるラベリングの害悪に加えて、有罪宣告が犯罪記録に記載されることから生じる支障についても指摘する。すなわち、有罪宣告は、犯罪記録に記載されることにより、有罪宣告者は市民権の行使を拒否され、軍への入隊も果たすことができなくなる。このような司法記録への記載は、少年の社会復帰と将来へ支障を生じさせるものとなると指摘している。

(9) D., op.cit. (note 3), p.60; JULES, op.cit. (note 4), p.401. なお、MAGNOL, op.cit. (note 5), pp.13-14 には、この法律が制定される前にも、少年への短期刑を避ける運用がなされていたことが紹介されている。すなわち、実務におい

ては、少なくとも、少年が初犯 (pour une première faute) である場合には、親への引き渡し、または、慈善家もしくは慈善団体への委託がより好ましいとされ、これらの解決が適切でない場合に、矯正施設への移送が言渡されたこととされる。GARÇON, Emile, Code pénal annoté, Recueil Sirey, 1952, p.229 (なお、非行少年及び青年に対して保護的な対応を可能にする実務が先行しており、このような実務を正当化するために立法が要請されたこととされ、本法もその一つと位置付けられている。

(10) RIGAUD, op.cit. (note 4), p.68 によれば、立法者は、直接、保護的措置を言渡し、渡すことを可能とする代わりに、弁識能力の問題を提起する年齢を一八歳にまで引上げるといふ迂遠的方法を採用することと、一六歳以上一八歳未満の青年への保護を達成しようとしたこととされる。

(11) D., op.cit. (note 3), p.60. なお、弁識能力と年齢との関係については、ORTOLAN, J., *Éléments de droit pénal*, Tome I, 5^e éd., E.Plon, Nourit et C, Imprimeurs-Éditeurs, 1886, pp.113 et s.; GARRAUD, op.cit. (note 4), pp.435 et s.; MAGNOL, op.cit. (note 5), pp.27 et s. 等参照。

(12) D., op.cit. (note 3), p.60; JULES, op.cit. (note 4), p.401; RIGAUD, op.cit. (note 4), p.70.

(13) D., op.cit. (note 3), p.60 は、少年が監視、教育、保護の対象外となることを問題視し、この問題は、少女の場合

にはさらに深刻であると指摘している。MAGNOL, op.cit. (note 5), p.6 によれば、無罪を言い渡された後、親に引渡すことができない場合に、コロニーへの送致が命じられているという事情に鑑みれば、コロニー退所後、親元に帰らなければならなくなる可能性は高いとされる。

(14) MAGNOL, op.cit. (note 5), p.6. MAGNOL によれば、刑法旧第六六条の当該部分は、立法者が錯誤した結果であると批判されたこととされる (ibid.)。D., op.cit. (note 3), p.60 によれば、一八七二年下院における Boissin の報告書、一八九五年パリ国際刑会議での Brueyre の報告書、一八九六年ボルドー出所者の保護に関する会議における Marin の報告書等において、法改正の要望が提出されたこととされる。

(15) 当該法律については、フランス刑事立法研究会訳「子どもに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行為の処罰に関する一八九八年四月一九一二一の法律」法政研究八〇巻一号(二〇一三年)一九七―二〇四頁参照。

(16) したがって、一八九八年法に基づいて、慈善家や慈善団体へ一六歳以上一八歳未満の青年を委託することは可能であるとされる (D., op.cit. (note 3), p.61.)。

(17) D., op.cit. (note 3), p.60; H.P., *Majorité pénale*. La proposition Cruppi devant le Sénat. Rev.pénit. 1906, pp. 467-468 によれば、予審判事及び裁判所により処遇のための施設へ委託される一六歳未満の少年の数が増加することと、処遇のための施設は苦境に立たされるとされ、ゆ

えに、新たな施設の創設もないままに、既存の施設が新たに一六歳以上一八歳未満の青年を受け入れるならば、県に配置されている施設の苦境が深刻化することになると指摘される。加えて、SAUVARD, Henri, *Revue du patronage et des institutions préventives*, Rev.pénit., 1906, pp. 1069-1070 では、本法適用に従って、行刑コローニーにおける一六歳以上一八歳未満の青年とより年齢の低い少年との混合入所が生じることが問題とされ、施設の改修や、特別区画への分離収容の必要性が指摘されている。

- (81) JULES, op.cit. (note 4), p.402; H.P., op.cit. (note 16), p.467. なお、POITTEVIN, op.cit. (note 8), pp.1070-1071 に示される Cruppi の法案段階では、刑法第六七条は一六歳以上一八歳未満の青年も含む規定ぶりになっており、重罪を行った少年にも軽減的宥恕の効果が及ぶことになる。他方で、同法第六九条では軽罪を行った一六歳未満の少年が対象となることと比較した場合、明らかに論理的欠陥があると考え、そこで、弁識能力を認められた一六歳以上一八歳未満の青年による重罪及び軽罪の場合に、軽減的宥恕が適用されるべきでないとして POTTEVIN は指摘する (ibid.)。

(61) JULES, op.cit. (note 4), p.402.

- (20) MAGNOL, op.cit. (note 5), p.16 は、一六歳以上一八歳未満の青年に対し、教育的な措置を適用することに積極的である一方、「早熟で例外的に危険な犯罪者、すでに道

德的観点から完全に墮落した大都市の乱暴者」に対し、裁判所が、厳しい刑罰を適用することを躊躇すべきでないとも指摘する。また、少年の側にも、期間の定めのないコローニーへの入所を避けるため、むしろ期間の定めがありかつ短期間であることが見込まれる拘禁刑を受けようと試みる場面があったとされる (MAGNOL, op.cit. (note 5), p.10; DRILLON, P., *Revue du Patronage et des Institutions Préventives*, Rev.pénit., 1907, p.138)。なお、施設入所の期間の限界および変更を認めるべきとする見解として、ORTOLAN, op.cit. (note 11), p.116 をあげ。

- (21) 同法については、フランス刑事立法研究会訳「虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する一八八九年七月二四日の法律」法政研究七九卷四号(二〇一三年)五三六四頁参照。